

## 会場管理運営要綱（抜粋）

（持込禁止物）

第4条 管理運営区域に、次の各号に掲げる物（模造品、類似品を含む。）を持ち込んではない。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- （1）銃砲類、エアソフトガン、モデルガン、その他銃器及び銃器と誤認させるもの（銃砲の威力のない銃器を含む）
- （2）刀剣類、包丁、ナイフ、カミソリ、針、ハサミ、缶切、その他の鋭利な物
- （3）毒物、劇物その他の有害物質
- （4）爆発物、発煙筒、爆竹、花火、ガスホーン、火薬、照明弾、催涙スプレー、油類その他の可燃性の危険物
- （5）スタンガン、石、弓矢、スリングショット、吹矢、木材、木刀、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーン、その他凶器として使用されるおそれのある物
- （6）掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、アドバルーン、風船、ゼッケン、プラカード、文書、図書、図画、印刷物、レーザーポインター、サーチライト、その他開・閉会式の運営に支障を及ぼすおそれのある物
- （7）塗料類（ペンキ類）
- （8）キックボード、スティックボード、スケートボード、ローラースケート、ローラー付きシューズ、ラジコン、その他の通行に危険を及ぼすおそれのある物
- （9）無線通信機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット、小型ラジオ等を除く。）
- （10）ドローン、カメラ内蔵型マルチヘリコプター、ラジコンヘリコプター、その他遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができる無人航空機
- （11）動物類（盲導犬、聴導犬、介助犬等身体障がい者の補助の用に供する目的で訓練された犬を除く。）
- （12）その他入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある物